

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人BLP-Network		
郵便番号	220-0072		
都道府県	神奈川県		
市区町村	横浜市西区浅間町		
番地等	1丁目4番3号ウィザードビル402		
電話番号	050-3559-6221		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.blp-network.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/profile.php?id=10005425562	
設立年月日	2012/08/29		
法人格取得年月日	2023/07/12		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オニザワヒデマサ
	氏名	鬼澤秀昌
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	3
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	3
無給 [人]	1
事務局体制の備考	顧問税理士にも依頼をしており、会計面について不明な点は助言を得ることが可能な体位性である。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	4
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	4
個人正会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

「合欄の入力方法」と注意点

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須	任意
----	----

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	リスクマネジメントに基づく運営・支援体制の確立 *
団体名:	一般社団法人BLP-Network
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議(過半数が3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	理事会を設置していないため提出不要			
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要			
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要			
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要			
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要			
(6)決議 (過半数が3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要			
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要			
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第7条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	倫理規定第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

定 款

一般社団法人 BLP-Netw o r k

令和5年7月1日 作成

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 BLP-Netw ork と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業やNPO・NGOによる様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. NPO等の支援を志す企業法務に関わる弁護士等のネットワークの構築
2. NPO等に役立つ企業法務に関する知見の発信
3. NPO等向けの研修等
4. 弁護士等とNPO等の連携支援
5. 前各号に付帯関連する一切の業務

(公告)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会は、各出席者の音声や映像が通信回線を通じて即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みによって行うことができる。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、書面又は電磁的方法により、社員総会の日より1週間前までに各社員に対して発する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、社員総会の日より2週間前までに通知を発しなければならない。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(代理)

第 16 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 17 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第19条 当法人の理事は、1名以上を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事・職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 23 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 解 散

(解散の事由)

第 25 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から2024年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事	鬼澤秀昌
設立時理事	岸本英嗣
設立時理事	岡田一輝

(設立時代表理事)

第32条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。


設立時代表理事 鬼澤秀昌

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1. 
鬼澤秀昌

2. 
岸本英嗣

3.

岡田一輝

4.

黒川 健

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 BLP-Network 設立のため、社員の定款作成代理人である司法書士 [REDACTED] は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年7月1日

設立時社員 鬼澤秀昌

設立時社員 岸本英嗣

設立時社員 岡田一輝

設立時社員 黒川 健

上記社員の定款作成代理人

東京都新宿区新宿二丁目5番5号

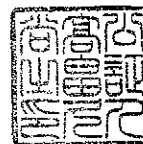
司法書士 [REDACTED]



同一の情報の提供

提供の日付: 2023 年 7 月 11 日

公証人: 02020010 高 畠 久 尚



所属法務局: 横浜地方法務局

公証役場: 博物館前本町公証役場

横浜市中区本町 6 丁目 52 番地

請求対象の登簿管理番号: 23-0202001002002145

請求対象の文書種別: 電磁的記録の認証

請求対象の認証日: 2023 年 7 月 11 日

請求対象の処理公証人: 02020010 高 畠 久 尚

所属法務局: 横浜地方法務局

公証役場: 博物館前本町公証役場

横浜市中区本町 6 丁目 52 番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

倫理規程

<前 文>

一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）のすべての社員及び役職員は、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業やNPO・NGOによる様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援するというその設立の目的を果たすため、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、社会的企業やNPO・NGOによる様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援するという重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 社員及び役職員は、その職務や地位を、専ら自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、社員総会の決議又は理事による意思決定を行うに当たっては、当該決議や意思決定について特別の利害関係を有する社員又は理事を除いて行わなければならない。

- 2 この法人は、支援対象団体（活動支援団体の支援先である団体又は個人をいう。以下同じ。）の選定又は監督にかかる業務遂行又は意思決定を行うにあたっては、当該団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる地位にある理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 社員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研 鑽）

第10条 この法人の役職員は、社会的課題の解決や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、様々な社会課題の解決・新しい社会の創造に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

（規程遵守の確保）

第11条 この法人は、必要あるときは、社員総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附 則

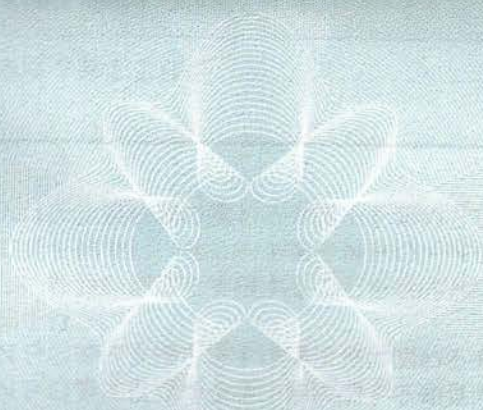
この規程は、令和6年4月12日から施行する。（令和6年4月12日社員総会決議）

履歴事項全部証明書

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目4番3号ウィザードビル402
一般社団法人BLP - Network

会社法人等番号	0200-05-016070
名 称	一般社団法人BLP - Network
主たる事務所	神奈川県横浜市西区浅間町一丁目4番3号ウィザードビル402
法人の公告方法	電子公告により行う。 https://www.blp-network.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。
法人成立の年月日	令和5年7月12日
目的等	目的 当法人は、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業やNPO・NGOによる様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。 1. NPO等の支援を志す企業法務に関わる弁護士等のネットワークの構築 2. NPO等に役立つ企業法務に関する知見の発信 3. NPO等向けの研修等 4. 弁護士等とNPO等の連携支援 5. 前各号に付帯関連する一切の業務
役員に関する事項	代表理事 鬼 澤 秀 昌
	理事 鬼 澤 秀 昌
	理事 岸 本 英 嗣
	理事 岡 田 一 輝
登記記録に関する事項	設立 令和 5年 7月12日登記

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目4番3号ウィザードビル402
一般社団法人BLP - Network



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 4月 2日
横浜地方法務局
登記官

坂 東 亜 希 子



整理番号 ア722817

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2022年1月18日19時～20時@オンライン総会

確認事項

- 規約第12条第3項：総会は正会員の4分の1の出席がなければ開催することができない⇒正会員70名中、18名以上が要件
- 出席者6名、12条の2第2項により委任状により出席したものとみなされた者を併せて32名、総会は規約に基づき成立しております。これから、総会を開始したいと思います。

<報告事項>

1. 第9期事業報告の件（会計については別途お送りさせていただきます!）

- 運営上の取り組み
 - 『NPOの法律相談 改訂新版』の改訂作業終了
 - オンラインでの定例会の開催
 - 定例会の位置づけの変更（原則研修・情報提供の場に）
 - Legal Force との連携
- 実績
 - メンバーの数：11名増加
 - 弁護士70名（+5名）
 - 全体81名（+11名）
 - マッチングについて：20件（140号案件～159号案件）
 - ウェブ経由でのご相談
 - 定例会の実施
 - 2021年2月16日（火）・・・定例会（現在の案件状況及びBLPの活動報告）
 - 2021年3月16日（火）・・・定例会（現在の案件状況及びBLPの活動報告）
 - 2021年4月20日（火）・・・定例会（現在の案件状況及びBLPの活動報告）
 - 2021年7月20日（火）・・・勉強会（住宅セーフティーネット法について）
 - 2021年8月24日（火）・・・勉強会（更生保護法について）※外部講師：現役の更生保護観察官
 - 2021年9月21日（火）・・・定例会（現在の案件状況及びBLPの活動報告）
 - 2021年10月19日（火）・・・勉強会（Bコープについて）※外部講師：株式会社バリューブックス 鳥居様
 - 2021年11月16日（火）・・・勉強会（インハウスとプロボノ活動）

- BLP 通信の発行
 - 第 5 号：2021 年 1 月 12 日発行
 - 第 6 号：2021 年 9 月 21 日発行
- 外部団体との連携
 - サービスグラント：ホームページへの掲載
 - JANIC：パワハラ研修、ワンデイセッションでの宣伝・告知
 - JANIC（協力団体）・新公益連盟：パワハラ研修（8 月 5 日）
 - 新公益連盟と連携した研修：2021 年 9 月 13 日 11 時～12 時
（講師：弁護士法人淀屋橋・山上合同東京事務所 黒川健弁護士）
 - JANIC と連携した研修：2021 年 9 月 27 日（月）13 時～15 時
（講師：Vanguard Tokyo 法律事務所 山川亜紀子弁護士）
 - JP モルガン：プロボノデイ（2021 年 11 月 9 日）
 - 日本 NPO センターへの出展
- メディア
 - 「法律の知識」で社会起業家を応援する。弁護士団体「BLP-Network」とは
 - <https://nf-startup.jp/report/details/2284/>
 - 新宿 NPO 協働推進センター
 - 10 月 29 日

<決議事項>

1. 規程変更の件：承認

〔提案〕

【変更前】

（会員）

第 5 条 この会の会員は、次の 2 種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した弁護士とする。

(2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した法曹関係者とする。

【変更後】

（会員）

第 5 条 この会の会員は、次の 2 種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した弁護士 （有資格者及び外国法弁護士も含む） とする。

(2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した法曹関係者 （前号に定める者を除く） とする。

〔理由〕

今まで弁護士登録は抹消したものの弁護士登録する資格はある方や、外国法弁護士の方の扱いが規約上明確ではなかったところ、規約上の立場を明確化するため。

2. 役員選任の件：承認

（候補者・いずれも重任）

代表：鬼澤

副代表：根本、瀧口、丸山、田代、渡邊

3. 事務局報酬の件：承認

昨年は、約 120 時間程度の稼働がありました。今年は、定例会の運営・執行部会議の運営の業務に加え、『NPO の法律相談』の出版・10 周年に合わせて積極的に主に中間支援組織に営業をしていく予定です。これにより月 10 時間～20 時間程度の稼働が見込まれる予定であり、引き続き、月 3 万円（税込み）の事務局報酬を支払いたく存じます（鬼澤個人宛に報酬を支払うと源泉徴収が必要となってしまうため、2021 年度、2022 年度いずれについても、形式的には、鬼澤が代表をしている合同会社八芳コンサルティングにたいする委託とさせていただきます）。

【今年の方針について】

項目	2020	2021	2022	2023	2024
継続率	5 %	11 % (3 件)	15 % (7 件)	— —	— —
マッチングの案件数	30	50	36	—	—
メンバーの人数	70	110 (関西10名)	90 (関西30名) (中部10名)	—	—
※上記のうち学生の数	7	11	11	—	—
NPO の紹介の件数（イベント＋イチオシ）	30	50 (関西5)	50 (関西5)		
研修	6	12	20		

- 今年度の大きな目標：以前の目標より下方修正
 - マッチング件数：36 件（月平均 3 件）
 - メンバー：20 人程度増やす
- 運営上目指す変化

- 日弁連との連携の模索
- 対 **NPO** への営業活動の強化（新書籍をもって積極的に営業）
- 新入会員向けの情報提供（プロボノの仕方・プロセス等）
- 会費管理の徹底
- 今年の目標：2012年に設立して今年の9月に満10年に入ります！
 - 数字
 - メンバーの数：20名増加
 - マッチング：30件
 - 外部団体との連携：研修・相談等（3回～4回）
 - KIBOW
 - JANIC・新公益連盟
 - JP モルガン：プロボノデイ
 - サービスグラント
 - メンバー間の交流
 - BLP 通信の発行（2か月～3か月に一度）
 - 定例会の実施
 - 広報：BLP 通信の素材をもとに作成？
 - Facebook
 - Twitter
 - ブログ
 - BLP-Network の歴史を概観（10周年に合わせて）
 - 出版記念オンラインイベント（3月頃の予定・日本 **NPO** センターと共同）
- 会計
 - 支出予定
 - サーバー費用：1万円
 - web サポート：1万5000円
 - 事務局費用：36万円
 - 会費：4万5000円（JANIC,新公益連盟）
 - 税理士費用（印税が入った場合、決算依頼の可能性あり）：8万円
 - 広報費用10万円
 - 収入
 - 会費：65万円
 - 印税：ー
- ざっくばらんに皆様のご意見をお伺いしたい。

2023 年 1 月 17 日 19 時～20 時

オフライン：西村あさひ法律事務所

オンライン

<https://us02web.zoom.us/j/85730235500?pwd=SFVweVk3L08rYnNDL0RIMVVzUFZ3Zz09>

ミーティング ID : 857 3023 5500

パスコード : 015115

確認事項

- 規約第 12 条第 3 項：総会は正会員の 4 分の 1 の出席がなければ開催することができない⇒正会員 78 名中、20 名以上が要件
- 出席 12 名、12 条の 2 第 2 項により委任状により出席したものとみなされた者を併せて 38 名、総会は規約に基づき成立しております。これから、総会を開始したいと思います。

<報告事項>

1. 第 9 期事業報告の件（資料①参照）

- 運営上の取り組み・ニュース
 - 『NPO の法律相談 改訂新版』の改訂版の出版！！
 - 広報：
 - 動画の作成・発表
 - NPO 向け：基盤強化のための弁護士活用法（business to npo world オンラインショーケースより）
<https://youtu.be/tNKsLfvOevY>
 - 設立 10 周年記念インタビュー動画の作成
<https://youtu.be/DjphDgQkDvA>
 - 第 1 回日弁連若手チャレンジ賞の受賞
 - 定例会の開催：全 11 回開催
 - オフラインで開催を実施（7 月）
 - 動画アーカイブの作成⇒欠席者も観られるように！
 - マッチング
 - 積極的な営業の実施
 - 「リスクマネジメント」に関するニーズの発見
 - 外部団体との連携
 - NPO サポートセンターでの出版記念イベントの実施
 - Legal Force との連携
 - REEP 財団におけるワークショップ
 - 事務局の強化：珠美さんの参画
 - 大先生の訃報
- 実績
 - メンバーの数：11 名増加
 - 弁護士 78 名（+8 名）

- 全体 92 名 (+11 名)
- マッチングについて：21 件（160 号案件～180 号案件）
 - 昨年と同程度
- 定例会の実施：団体の活動紹介、法令紹介、調査研究、活動報告等
 - 2022 年 2 月 15 日（火）
 テーマ：「特定非営利活動法人 SALASUSU（サラスूसー）の活動紹介」（ゲスト：特定非営利活動法人 SALASUSU 代表理事 青木健太さん）
 - 2022 年 3 月 15 日（火）
 テーマ：「公益団体における監事の活動～弁護士として～」（鬼澤）
 - 2022 年 4 月 20 日（火）
 テーマ：現在の案件状況及び BLP の活動報告
 - 2022 年 5 月 17 日（火）
 テーマ：「Marrige for All Japan の活動」（岸本）
 - 2022 年 6 月 21 日（火）
 テーマ：定例会「有価証券報告書上の「事業等のリスク」の分析～NPO への活用の視点から」（鬼澤）
 - 2022 年 7 月 19 日（火）・・・定例会@森・濱田松本法律事務所
 「BLP-Network のロジックモデルについて等」
 - 2022 年 8 月 23 日（火）・・・定例会「JANIC の不正経理の事例について（監事の立場から）」（ゲスト：関口宏聡さん）
 - 2021 年 9 月 21 日（火）
 テーマ：「労働者協働組合法について」（渡辺）
 - 2021 年 10 月 19 日（火）
 テーマ：現在の案件状況及び BLP の活動報告
 - 2021 年 11 月 15 日（火）
 テーマ：定例会「「寄付規制法案（仮称）」について」（鬼澤）
 - 2022 年 12 月 20 日（火）
 テーマ：「Legal Force の活用法」（ゲスト：株式会社 LegalOn Technologies 伊藤様）
- BLP 通信の発行
 - 第 7 号：2022 年 2 月 14 日発行
- 外部団体との連携
 - 連携
 - 新宿 NPO 協働センター：新宿 NPO まつり
 - JP モルガン：プロボノデイ（2022 年 11 月 9 日）
 - 研修・セミナー等
 - NPO サポートセンター出展（2022 年 1 月～3 月）

- 『NPO の法律相談 改訂新版』出版記念イベント（2022 年 3 月 29 日）
- リスクマネジメントワークショップ（REEP 財団・休眠預金実行団体向け WS）（2022 年 12 月 5 日）

■ 広報協力

- 日本財団（スタートアップ）
- 日本政策金融公庫新宿支店

○ メディア

- 日弁連新聞（日弁連若手チャレンジ基金）

<決議事項>

1. 規程変更の件：承認

〔提案〕

【変更前】

（会員）

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した弁護士（有資格者及び外国法弁護士も含む）とする。
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した法曹関係者（前号に定める者を除く）とする。

【変更後】

（会員）

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した弁護士（有資格者及び外国法弁護士も含む）とする。
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した法曹関係者（前号に定める者を除く）とする。
- (3) 協力会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動に協力する隣接士業の者その他専門的な知見を有する者とする（前各号に定める者を除く）。**

〔理由〕

弁理士や司法書士、社会保険労務士等、NPO の支援業務を遂行するにあたって隣接士業の方々の協力が必要な場合も少なくない。そこで、そのような隣接士業の方々を「協力会員」として位置付けることで、より連携をしやすくする。

2. 役員選任の件：承認

（候補者）

代表：鬼澤（重任）

副代表：丸山（重任）、渡邊（重任）、黒川（新任）

根本先生、瀧口先生、田代先生、長年副代表を務めて下さりありがとうございました！！

3. 事務局報酬の件：承認

昨年は、約 160 時間程度の稼働がありました。今年は、定例会の運営・執行部会議の運営の業務に加え、リスクマネジメントを活用したワークショップの実施や、助成金の獲得等のため同程度の稼働をする予定です。これにより月 10 時間～20 時間程度の稼働が見込まれる予定であり、引き続き、月 3 万円（税込み）の事務局報酬を支払いたく存じます。

4. 法人化の件（資料②参照）：承認

別添の資料参照。

【今年の方針について】

項目	2020	2021	2022	2023	2024
継続率	5%	7%	7%	— —	— —
マッチングの案件数	22	21	21	30	—
メンバーの人数	70	81 (関西 2 名)	92 (関西 2 名)	102	—
※上記のうち学生の数	7	22	—	—	—
NPO の紹介の件数（イベント＋イチオシ）	30	—	—		
研修	6	12	2	5	

- 今年度の大きな目標：以前の目標より下方修正
 - マッチング件数：30 件（月平均 2 件～3 件）
 - メンバー：10 人程度増やす
 - ※学生等のトラッキングが課題。一旦対応方針を整理する。
- 運営上目指す変化
 - 団体運営
 - 法人化
 - 会費管理の徹底
 - 運営資金（助成金）の獲得
 - システムの導入・完成
 - 営業・外部連携・マッチング面

- リスクマネジメントの WS 及び事例の研究・発信を通じて積極的に需要の喚起
 - 案件の対応マニュアルの作成
 - 広報
 - 定例会について Facebook とホームページの情報の更新
 - 定例会
 - 運営の分担
- 今年の目標
 - 数字
 - メンバーの数：10 名増加
 - マッチング：30 件
 - マッチング
 - 会員向けマニュアルの作成（完成）
 - 外部団体との連携：研修・相談等（3 回～4 回）
 - JANIC・新公益連盟
 - KIBOW
 - JP モルガン：プロボノデイ
 - メンバー間の交流
 - 定例会の実施
 - 広報：BLP 通信や定例会の素材をもとに作成
 - Facebook・ホームページを中心に更新
 - リスクマネジメントに関する知見の発信
 - 定例会：原則毎月第 3 火曜日 19 時～20 時
 - 2 月 21 日 19 時～：Living In Peace のご活動の紹介（プロボノ募集）
 - 3 月の定例会：Call4 の活動のご紹介（谷口先生、亀石先生）を予定
- 会計
 - 支出予定：合計 76 万円
 - サーバー費用：0 円
 - web サポート：1 万 5000 円
 - 事務局費用：36 万円
 - 会費：4 万 5000 円（JANIC,新公益連盟）
 - 税理士費用：8 万円
 - 税金：6 万円
 - 法人設立費用（司法書士報酬含む）：17 万円
 - システム費用（google）：3 万円
 - 収入：80 万円+α
 - 会費：80 万円
 - その他？
 - 別途助成金等を獲得できた場合は、その分支出・収入も増える予定です。
- 以上の点について意見交換をした。

2023 年度総会の議案に関する補足説明資料

2024 年 1 月 16 日

BLP-Network 代表 鬼澤秀昌

< 報告事項 >

1. 第 10 期に関する活動報告・実績（法人の活動も含む）

a. 活動報告

- i. 第 10 期での運営上の主な活動：体制整備に尽力した 1 年
 - 1. BLP-Network の運営のシステム（kintone）の開発・導入（7 月 1 日）
 - 2. 一般社団法人 BLP-Network の設立・運営開始（10 月 1 日）
 - 3. 事務局の設置・有償化（7 月～）
- ii. 広報関係
 - 1. ホームページ・Facebook の毎月の更新（定例会の開催報告等）
 - 2. 一般財団法人リープ共創基金の note にて「リスクマネジメント」について紹介⇒記事は[こちら](#)（2023 年 3 月 17 日）
 - 3. 『マンガでわかる ちょこっと社会貢献』（小学館）への掲載
- iii. 会員同士の交流・知見の獲得
 - 1. 木下先生・大先生を偲ぶ会を開催（10 月 5 日）
- iv. マッチング
 - 1. 案件受任の手引きの作成・共有（11 月 16 日）
 - 2. 案件受任者向けの調査（別途共有）
- v. 外部団体との連携
 - 1. Legal Force との連携
 - 2. JP モルガン「プロボノデイ」の実施（2023 年 10 月 24 日）
- vi. 調査研究
 - 1. NPO 学会に於ける公表：「日本 NPO 学会第 25 回研究大会・一般パネル 9」（2023 年 6 月 10 日）（鬼澤、勝、岸本、黒川）

b. 実績

- i. メンバーの数：11 名増加
 - 1. 弁護士 85 名（昨年＋7 名）
 - 2. 全体 103 名（昨年＋11 名）
 - 3. 学生・修習生の加入も多く若手の関心が高い
- ii. 紹介案件数
 - 1. 32 件（昨年＋11 件）
 - 2. 紹介、検索による流入が多い印象

c. 定例会の実施：団体の活動紹介、法令紹介、調査研究、活動報告等

- i. 2023 年 1 月、総会

- ii. 2023 年 2 月
テーマ：Living in Peace の活動紹介
- iii. 2023 年 3 月
テーマ：Call4 の活動紹介（亀石先生、谷口先生）
- iv. 2023 年 4 月 ※録画なし
 - 1. 5 月 1 日から導入予定のシステムについての使い方の解説（10 分程）
 - 2. BLP-Network の目的についてディスカッション
- v. 2023 年 5 月
テーマ：パブリックセクターとの付き合い方～広島県教育委員会の官製談合疑惑に関する調査報告書等を題材に～
- vi. 2033 年 6 月
テーマ：事業実現のためのロビイングについて
- vii. 2023 年 7 月 ※録画なし
テーマ：NPO 法務入門～これであなたも新件受任！（オフライン）
- viii. 2023 年 8 月
テーマ：公益法人制度改革に関する報告書を読む
- ix. 2023 年 9 月
テーマ：不当寄附勧誘防止法
- x. 2023 年 10 月
テーマ：休眠預金法改正概要・同法制定時のロビー活動について
- xi. 2023 年 11 月
テーマ：Legal Force の活用法の説明会、ChatGPT の活用
- xii. 2023 年 12 月
テーマ：アフリカにおけるソーシャルビジネスについて

d. 外部団体との連携

- i. JP モルガン：プロボノデイ（2022 年 11 月 9 日）

2. 次年度に向けて・法人の運営方針：資料④

a. 大まかな方向性

- i. BLP-Network の活動の抜本的見直し
- ii. 資金調達により活動の継続性・質の向上
- iii. 多様な立場の人材の参加の促進（子育て世代への配慮）

b. 詳細は別資料参照